

# 「著作権法施行規則の一部を改正する省令」の概要について

## 1. 趣旨

本省令は、著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）による改正後の著作権法（昭和45年法律第48号。以下「新法」という。）において新たに省令委任された事項を中心として各種規定の整備等を行うものである。なお、以下では、本省令による改正後の著作権法施行規則（昭和45年文部省令第26号）を「新規則」という。

## 2. 概要

### ◎ 図書館資料を用いて行う公衆送信に係る著作物等の提供又は提示を防止等するための措置等について（新法第31条第2項柱書及び第2号並びに第31条第3項第4号関係）

- 新法第31条第2項では、国民の情報アクセスの充実等を図る観点から、特定図書館等が、図書館資料のコピーを、利用者に対し公衆送信することを可能としている。
- 新法においては、特定図書館等から利用者へ図書館資料に係る著作物等を送信するに当たっては、①特定図書館等において利用者情報を登録すること、②公衆送信を受信して作成された電磁的記録による著作物等を利用者が不正に拡散することを防止・抑止する措置を講ずることを求めることとし、特定図書館等の要件として、③公衆送信のために特定図書館等で作成された電磁的記録に係る情報が公衆送信以外の目的で利用されることを防止・抑止する措置を講ずることを求めることとしている。
- 新規則においては、図書館資料に係る著作物等の公衆送信における利用者に係る登録情報等に関し必要な事項として、新法第31条により委任された次の事項等を定める。

#### ①登録情報

新法第31条第2項柱書では、著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止する技術的措置を講じて送信したとしても、利用者による悪質な違法行為によって権利者の利益が不当に害されることを防止する観点から、利用者を登録・管理する仕組みを設けることを定めている。同項では、上記の登録に際し、氏名及び連絡先のほか、登録しなければならない情報を省令に委任している。そこで、新規則では、関係者間での協議を踏まえ、「住所」を登録させることを定めることとする。

#### ②図書館資料に係る著作物等の電磁的記録の提供等を防止等するための措置

新法第31条第2項第2号では、特定図書館等において図書館資料に係る著作物等の公衆送信を行うに際して、公衆送信を受信して作成された電磁的記録による著作物等を利用者が不正に拡散することを防止し、又は抑止する措置を講ずることを省令に委任している。

そこで、新規則では、関係者間での協議を踏まえ、公衆送信を受信して作成される著作物等の複製物に当該受信者を識別するための情報を表示することを定める。

③図書館資料に係る著作物等の電磁的記録に係る情報の目的外利用を防止等するための措置

新法第31条第3項第4号では、特定図書館等の要件として、同条第2項の規定による公衆送信のために特定図書館等で作成された電磁的記録に係る情報が、当該規定による公衆送信以外の目的で利用されることを防止し、又は抑止するための措置を講ずることを省令に委任している。

そこで、新規則では、関係者間での協議を踏まえ公衆送信のために作成された電磁的記録の取扱いに関して、

- (a) 公衆送信のための電磁的記録の作成に係る事項
  - (b) 公衆送信のための電磁的記録の送信に係る事項
  - (c) 公衆送信のための電磁的記録の破棄に係る事項
- を定める措置を講ずることを定める。

### **3. 施行期日**

令和5年6月1日